

○尼崎市都市計画審議会条例

昭和44年10月6日

条例第42号

改正 昭和52年8月2日条例第 平成12年6月21日条例第
38号 37号

平成12年10月4日条例第42号 令和2年12月25日条例第
50号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・全改)

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、審議会を置く。

- (1) 市が策定する都市計画に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該都市計画に関する重要な事項
- (2) 市の住宅政策に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該住宅政策に関する重要な事項
- (3) 本市の区域内における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該緑地の保全及び緑化の推進に関する重要な事項
- (4) 尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第15条の8第4項及び第5項(これらの規定を同条例第45条の3第2項において準用する場合を含む。)及び第17条第2項(同条例第18条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)並びに尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(平成18年尼崎市条例第62号)第4条第4項、第11条第4項及び第5項並びに第13条の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における住環境の整備等に関する重要な事項
- (5) 尼崎市都市美形成条例(昭和59年尼崎市条例第41号)第6条第2項(同条例第8条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)、第6条の2第1項(同条例第3項並びに同条例第7条第2項及び第4項並びに第12条第2項において準用する場合を含む。)、第4項及び第5項、第6条の3(同条例第21条第3項において準用する場合を含む。)、第17条並びに第17条の2第2項並びに尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)第9条第2項(同条例第10条第2項において準用する場合を含む。)、第15条第2項(同条例第16条第4項において準用する場合を含む。)及び第31条第4項(同条例第6項において準用する場合及び同条例第32条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における都市美の形成(尼崎市都市美形成条例第2条第1号に規定する都市美の形成をいう。)等に関する重要な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項
- (7) その他市が行う都市整備等に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(昭52条例38・平12条例37・平12条例42・一部改正、令2条例50・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(平12条例37・追加、令2条例50・全改)

(委嘱等)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表者
- (4) 産業界の代表者
- (5) 関係行政機関又は兵庫県の職員

2 前条第2項の臨時委員(以下「審議会臨時委員」という。)及び専門委員は、前項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

(令2条例50・追加)

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 審議会臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、その者の委嘱に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第4条繰下・一部改正)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員(第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。)のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第5条繰下・一部改正)

(招集)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第6条繰下)

(会議)

第8条 審議会は、委員(議事に関係のある審議会臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第7条繰下・一部改正)

(専門分科会)

第9条 審議会に、その所掌事項を分掌させるため、規則で定めるところにより、専門分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会に属すべき委員、審議会臨時委員及び専門委員(以下この項において「委員等」という。)は、委員等(第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。)のうちから会長が指名する。

3 分科会に、その所掌事項を調査審議させるため必要があるときは、専属委員を置くことができる。

4 分科会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 専属委員は、第4条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長及びその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。

6 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会長は当該分科会に属する委員のうちから会長が、副分科会長は当該分科会に属する委員及び専属委員のうちから当該分科会の分科会長が指名する。

7 副分科会長は、その属する分科会の分科会長を補佐し、当該分科会長に事故があるとき又は当該分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、分科会の議決(都市計画法その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項及び会長が指定する事項に係るものを除く。)をもって審議会の議決とするものとする。

9 第4条第2項及び第5条第3項の規定は第4項の臨時委員(以下「分科会臨時委員」という。)について、第5条第1項及び第2項の規定は専属委員について、第6条第2項及び前2条の規定は分科会について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項中「会長」とあるのは「その属すべき分科会の分科会長」と、第5条第1項中「2年」とあるのは「2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間」と、前条第1項中「委員(」とあるのは「分科会に属する委員(専属委員並びに」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第4項の臨時委員を含む。同条第9項において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。

(令2条例50・追加)

(部会)

第10条 分科会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員は、当該部会が置かれた分科会の分科会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専属委員のうちから、部会長は当該部会が置かれた分科会の分科会長が、副部会長は当該部会の部会長が指名する。

4 第6条第2項、第7条、第8条及び前条第7項の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条第1項中「委員(」とあるのは「部会に属する委員(専属委員並びに」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第4項の臨時委員を含む。第10条第4項において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(令2条例50・追加)

(意見の聴取等)

第11条 審議会、分科会及び部会は、必要があると認めるときは、審議会にあっては委員、審議会臨時委員及び専門委員以外の者を、分科会及び部会にあってはその属する委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員以外の者を、その会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(令2条例50・追加)

(幹事)

第12条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第8条繰下・一部改正)

(委任)

第13条 第9条から前条までに規定するもののほか、分科会の運営について必要な事項(審議会が別に定めるものを除く。)は、当該分科会の分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第9条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例(令和2年尼崎市条例第50号)の施行

の日から令和3年10月31日までの間に第4条第1項の規定により委嘱された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日に満了する。

(令2条例50・追加)

(招集の特例)

- 3 最初に招集される審議会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(令2条例50・旧第2項繰下)

付 則(昭和52年8月2日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年6月21日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される審議会は、この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成12年10月4日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成13年10月31日までの間は、同項第1号中「6人」とあるのは「9人」と、同項第3号中「4人」とあるのは「1人」とする。

- 3 施行日から平成13年10月31日までの間に委嘱される委員(補欠委員を除く。)の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委嘱されている委員の残任期間に相当する期間とする。ただし、再任することを妨げない。

付 則(令和2年12月25日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月27日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市公園緑地審議会条例等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市公園緑地審議会条例(平成元年尼崎市条例第14号)

(2) 尼崎市住環境整備審議会条例(平成18年尼崎市条例第63号)

(3) 尼崎市住宅政策審議会条例(令和元年尼崎市条例第8号)

(委任)

- 3 この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

(尼崎市都市美形成条例の一部改正)

- 4 尼崎市都市美形成条例(昭和59年尼崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(尼崎市住環境整備条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部改正)

- 5 次に掲げる条例の規定中「尼崎市住環境整備審議会」を「尼崎市都市計画審議会」に改める。

(1)・(2) 略

(尼崎市屋外広告物条例の一部改正)

- 6 尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略